

船舶事故調査報告書

令和4年12月7日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 佐藤 雄二（部会長）

委員 田村 兼吉

委員 岡本 満喜子

事故種類	乗組員行方不明
発生日時	不明（令和3年4月26日 10時00分ごろ～18時24分ごろの間）
発生場所	不明（静岡県天竜川河口南南西方沖30海里（M）付近～同川河口南方沖30M付近）
事故の概要	漁船 ^{かず} 和丸は、かつお引き縄釣り漁の操業中、無人の状態 ^{かす} で漂流しているところを発見された。 和丸の船長は、行方不明となった。
事故調査の経過	令和3年5月25日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者としての船長からの意見聴取は、本人が行方不明のため、行わなかった。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 和丸、6.15トン SO2-4723（漁船登録番号）、個人所有 12.70m（Lr）×2.33m×0.90m、FRP ディーゼル機関、389kW、昭和49年4月
乗組員等に関する情報	船長 74歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成3年3月8日 免許証交付日 令和3年3月22日 （令和8年3月28日まで有効）
死傷者等	行方不明 1人（船長）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南～南南西、風力 2～4、視界 良好 海象：波高 約0.5～1.5m
事故の経過	本船は、船長（以下「本船船長」という。）が1人で乗り組み、令和3年4月26日03時30分ごろ、僚船とそれぞれ静岡県浜名港を出港した後、天竜川河口南方沖の漁場でかつお引き縄釣り漁を開始した。 僚船船長は、本船船長と同じ漁場で漁を行い、天竜川河口南南西方沖30M付近で漁を終えた後、帰航中、10時00分ごろ、本船船長

	<p>と無線通信で会話をした際、本船船長からもう少し漁を継続したい旨を聞いたので、先に帰港すると伝え、浜名港に向かった。</p> <p>所属する漁業協同組合（以下「漁協」という。）の担当者は、ふだん11時00分ごろに本船から競りに出すかつおの釣果の連絡があったが、本事故当日には連絡がなく、12時00分ごろ、本船船長の携帯電話に連絡するも繋がらなかったため、沖にいる漁協の所属船に無線で本船船長に状況を聞いてほしいと依頼したが、同所属船から応答がないとの返事を受けた。</p> <p>漁協の担当者は、僚船船長に状況を尋ねたところ、本船と別れて先に帰港したと聞き、14時30分ごろになっても本船が帰港しないので、漁協の所属船等に捜索を依頼するとともに、15時27分ごろ海上保安庁に本船と連絡が途絶えて行方が分からない旨を通報した。</p> <p>海上保安庁は、航空機を派遣して捜索を行ったところ、17時01分ごろ天竜川河口南方沖30M付近で漂流中の本船を発見した。</p> <p>本船は、18時24分ごろ来援した巡視船の海上保安官が移乗して船内を捜索したものの、本船船長は発見されず、漁協の所属船の船長が操船して浜名港に帰港した。</p> <p>本船船長は、海上保安庁の航空機、巡視船及び漁協の所属船等により捜索が続けられたものの、発見されず行方不明となった。</p> <p>（付図1 事故発生場所概略図 参照）</p>
<p>その他の事項</p>	<p>本船は、発見時、GPSプロッター及び魚群探知機等の機器の電源が入っており、機関が中立運転の状態であった。また、竿が振り出され、仕掛けの漁具が出されており、漁獲物のかつおが1匹残っていた。</p> <p>本船は、船体に他船と衝突したような痕跡は見られなかった。</p> <p>本船には、救命胴衣が3着保管されていたが、本事故当時、本船船長が救命胴衣を着用していたかどうかについては、不明であった。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>不明</p> <p>不明</p> <p>不明</p> <p>本船船長は、行方不明となった。</p> <p>本船は、天竜川河口南南西方沖で操業中、10時00分ごろ僚船船長が本船船長と無線通信で会話をを行った後、18時24分ごろ、無人の状態に漂流しているところを発見され、本船船長が行方不明となっていることが確認されたことから、この間において、本船船長が落水したものと考えられる。</p> <p>本船は、無人の状態に発見された際、竿が振り出され、仕掛けの漁具が出されていたことから、本船船長が天竜川河口南方沖で漁をしている間に落水したものと考えられる。</p>

原因	本事故は、本船が、天竜川河口南南西方沖において、操業中、本船船長が落水したことにより発生したものと考えられる。
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 小型漁船の乗船者は、^{ばくろ}暴露甲板では常時救命胴衣（作業用救命衣を含む）を着用すること。 ・ 小型漁船の乗船者は、暴露甲板で作業する際、命綱等を使用して落水防止措置を採ることが望ましい。 ・ 小型船舶に1人で乗り組む船長は、乗船中、防水パックに入れた携帯電話を常に身に付け、落水した際の連絡手段を確保しておくこと。

付図1 事故発生場所概略図

